

岐阜県公報

第 六 百 四 号
令和 七 年 七 月 四 日
(金曜日)

目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 二八^{ページ}九

告 示

○土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(環境管理課) 二九六

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 二九六

○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(同) 二九六

○指定医療機関の廃止の届出

(同) 二九七

○指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 二九七

○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

(同) 二九八

○指定介護機関の廃止の届出

(同) 二九九

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 二九九

○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定

(道路維持課) 三〇〇

○道路の区域変更

公 示

○落札者等に関する公示

(情報システム課) 三〇〇

○土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 三〇〇

○落札者等に関する公示

(会計課) 三〇一

正 誤

○道路の区域変更中訂正

(道路維持課) 三〇二

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月四日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第六及び別表第六の二を次のように改める。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年七月四日

別表第6 (第48条の18関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	23	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	26	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	27	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	30	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	31	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	34	2,800	3,200	5,600	6,100	
	35	2,800	3,200	5,600	6,100	
	36	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37	2,900	3,300	5,700	6,300	
	38	2,900	3,300	5,700	6,300	
	39	2,900	3,300	5,700	6,300	
	40	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41	3,100	3,500	5,800	6,400	
	42	3,100	3,500	5,800	6,400	
	43	3,100	3,500	5,800	6,400	
	44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45	3,200	3,700	6,000	6,600	
	46	3,200	3,700	6,000	6,600	
	47	3,200	3,700	6,000	6,600	
	48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49	3,300	3,800	6,100	6,800	
	50	3,300	3,800	6,100	6,800	
	51	3,300	3,800	6,100	6,800	
	52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53	3,400	4,100	6,300	6,900	
	54	3,400	4,100	6,300	6,900	
	55	3,400	4,100	6,300	6,900	
	56	3,400	4,100	6,300	6,900	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

57	3,500	4,300	6,400	7,000
58	3,500	4,300	6,400	7,000
59	3,500	4,300	6,400	7,000
60	3,500	4,300	6,400	7,000
61	3,600	4,500	6,500	7,100
62	3,600	4,500	6,500	7,100
63	3,600	4,500	6,500	7,100
64	3,600	4,500	6,500	7,100
65	3,700	4,800	6,700	7,200
66	3,700	4,800	6,700	7,200
67	3,700	4,800	6,700	7,200
68	3,700	4,800	6,700	7,200
69	3,800	4,900	6,800	7,300
70	3,800	4,900	6,800	7,300
71	3,800	4,900	6,800	7,300
72	3,800	4,900	6,800	7,300
73	3,900	5,100	6,900	7,400
74	3,900	5,100	6,900	7,400
75	3,900	5,100	6,900	7,400
76	3,900	5,100	6,900	7,400
77	4,000	5,300	6,900	7,500
78	4,000	5,300	6,900	7,500
79	4,000	5,300	6,900	7,500
80	4,000	5,300	6,900	7,500
81	4,100	5,400	7,000	7,500
82	4,100	5,400	7,000	7,500
83	4,100	5,400	7,000	7,500
84	4,100	5,400	7,000	7,500
85	4,100	5,500	7,200	7,600
86	4,100	5,500	7,200	7,600
87	4,100	5,500	7,200	7,600
88	4,100	5,500	7,200	7,600
89	4,200	5,600	7,200	7,700
90	4,200	5,600	7,200	7,700
91	4,200	5,600	7,200	7,700
92	4,200	5,600	7,200	7,700
93	4,300	5,800	7,200	7,800
94	4,300	5,800	7,200	
95	4,300	5,800	7,200	
96	4,300	5,800	7,200	
97	4,400	5,900	7,300	
98	4,400	5,900		
99	4,400	5,900		
100	4,400	5,900		
101	4,400	6,100		
102	4,400	6,100		
103	4,400	6,100		
104	4,400	6,100		
105	4,500	6,200		
106	4,500	6,200		
107	4,500	6,200		
108	4,500	6,200		
109	4,500	6,300		
110	4,500	6,300		
111	4,500	6,300		
112	4,500	6,300		
113	4,600	6,400		
114	4,600	6,400		
115	4,600	6,400		
116	4,600	6,400		

	117	4,700	6,500			
	118	4,700	6,500			
	119	4,700	6,500			
	120	4,700	6,500			
	121	4,700	6,600			
	122	4,700	6,600			
	123	4,700	6,600			
	124	4,700	6,600			
	125	4,800	6,700			
	126		6,700			
	127		6,700			
	128		6,700			
	129		6,800			
	130		6,800			
	131		6,800			
	132		6,800			
	133		6,900			
	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第6の2（第48条の18関係）

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	22	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	23	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	24	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	26	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	27	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	28	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	29	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	30	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	31	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	32	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	33	2,800	3,700	5,600	6,900	8,000
	34	2,800	3,700	5,600	6,900	
	35	2,800	3,700	5,600	6,900	
	36	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37	2,900	3,800	5,700	7,000	
	38	2,900	3,800	5,700	7,000	
	39	2,900	3,800	5,700	7,000	
	40	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41	3,100	4,100	5,800	7,100	
	42	3,100	4,100	5,800	7,100	
	43	3,100	4,100	5,800	7,100	
	44	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45	3,200	4,300	6,000	7,200	
	46	3,200	4,300	6,000	7,200	
	47	3,200	4,300	6,000	7,200	
	48	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49	3,300	4,500	6,100	7,300	
	50	3,300	4,500	6,100	7,300	
	51	3,300	4,500	6,100	7,300	
	52	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53	3,400	4,800	6,300	7,400	
	54	3,400	4,800	6,300	7,400	
	55	3,400	4,800	6,300	7,400	
	56	3,400	4,800	6,300	7,400	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

57	3,500	4,900	6,400	7,500
58	3,500	4,900	6,400	7,500
59	3,500	4,900	6,400	7,500
60	3,500	4,900	6,400	7,500
61	3,600	5,100	6,500	7,500
62	3,600	5,100	6,500	7,500
63	3,600	5,100	6,500	7,500
64	3,600	5,100	6,500	7,500
65	3,700	5,300	6,700	7,600
66	3,700	5,300	6,700	7,600
67	3,700	5,300	6,700	7,600
68	3,700	5,300	6,700	7,600
69	3,800	5,400	6,800	7,700
70	3,800	5,400	6,800	7,700
71	3,800	5,400	6,800	7,700
72	3,800	5,400	6,800	7,700
73	3,900	5,500	6,900	7,800
74	3,900	5,500	6,900	
75	3,900	5,500	6,900	
76	3,900	5,500	6,900	
77	4,000	5,600	6,900	
78	4,000	5,600	6,900	
79	4,000	5,600	6,900	
80	4,000	5,600	6,900	
81	4,100	5,800	7,000	
82	4,100	5,800	7,000	
83	4,100	5,800	7,000	
84	4,100	5,800	7,000	
85	4,100	5,900	7,200	
86	4,100	5,900	7,200	
87	4,100	5,900	7,200	
88	4,100	5,900	7,200	
89	4,200	6,100	7,200	
90	4,200	6,100	7,200	
91	4,200	6,100	7,200	
92	4,200	6,100	7,200	
93	4,300	6,200	7,200	
94	4,300	6,200	7,200	
95	4,300	6,200	7,200	
96	4,300	6,200	7,200	
97	4,400	6,300	7,300	
98	4,400	6,300		
99	4,400	6,300		
100	4,400	6,300		
101	4,400	6,400		
102	4,400	6,400		
103	4,400	6,400		
104	4,400	6,400		
105	4,500	6,500		
106	4,500	6,500		
107	4,500	6,500		
108	4,500	6,500		
109	4,500	6,600		
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		

	117	4,700	6,800			
	118	4,700	6,800			
	119	4,700	6,800			
	120	4,700	6,800			
	121	4,700	6,900			
	122	4,700	6,900			
	123	4,700	6,900			
	124	4,700	6,900			
	125	4,800	6,900			
	126	4,800	6,900			
	127	4,800	6,900			
	128	4,800	6,900			
	129	4,900	6,900			
	130	4,900	6,900			
	131	4,900	6,900			
	132	4,900	6,900			
	133	4,900	7,000			
	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,000			
	136	4,900	7,000			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	5,000	7,100			
	142	5,000				
	143	5,000				
	144	5,000				
	145	5,100				
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

告 示

岐阜県告示第三百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和六年岐阜県告示第三百七十七号により指定した区域（加茂郡白川町河岐字大相模一六〇二番一、一六〇五番一及び一六〇五番六並びに字柿ヶ平一三三三番一の各一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高山市国民健康保険南高山地域医療センター	高山市久々野町無数河三五〇番地	令和七・五・一
久々野拠点診療所	高山市久々野町無数河三五〇番地	令和七・五・一
高山市国民健康保険南高山地域医療センター	高山市高根町上ヶ洞四八一番地	同
高根地域診療所	高山市高根町上ヶ洞四八一番地	同
こいけ歯科クリニック	可児市広見二四番地一	同
医療法人うえだ歯科医院	不破郡垂井町綾戸四五一番地の一	同
貴船薬局	高山市久々野町無数河字一本木三六六番二	同
あおぞら薬局	養老郡養老町飯ノ木二二三一	同

岐阜県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 月 日 定
株式会社ナイスマン	多治見市太平町五 ―五〇	ケアリール訪問看護ステーション 下有知	関市下有知今宮二 八―一―三	令和 七・六 一
株式会社ナイスマン	多治見市太平町五 ―五〇	ケアリール訪問看護ステーション あじさい	美濃加茂市あじさ いヶ丘三―一〇―	同
株式会社ナイスマン	多治見市太平町五 ―五〇	ケアリール訪問看護ステーション 川合	可児市川合字寺田 一九四―一	同
合同会社 MU	高山市初田町三丁目一四―二三 タニコススペース (南側)	ママと子どものMここステーション	高山市初田町三丁目一四―二三 タニコススペース (南側)	同
キャニウムケア合同会社	愛知県北名古屋 市六ツ師道毛五番 一	まつくびーナー スケア岐阜瑞穂	瑞穂市古橋字苗代 一三四〇―一	同
川口屋株式会社	瑞穂市古橋一二 三番地一	おかげさま訪問 看護ステーション	瑞穂市古橋一二 三番地一	同

岐阜県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高山市国民健康保険高根診療所	高山市高根町上ヶ洞五二五	令和 七・ 四・ 三〇
高山市国民健康保険久々野南部出張診療所	高山市久々野町渚八四一	同
高山市国民健康保険久々野診療所	高山市久々野町無数河六四二―一	同
高山市国民健康保険久々野東部出張診療所	高山市久々野町小屋名三八―一	同
高山市国民健康保険日和田出張診療所	高山市高根町日和田二一八〇	同
こいけ歯科クリニック	可児市広見二四―一	同
うえだ 歯科 医院	不破郡垂井町綾戸四五―一	同
サン調剤薬局 脛永店	揖斐郡揖斐川町脛永二五七五―二	令和 七・ 三・ 三一
貴船薬局 久々野店	高山市久々野町無数河坂之下五六七―一	令和 七・ 四・ 三〇
ふくろう 薬局	養老郡養老町飯ノ木字山道二二三―一	同
平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二一四八	同

岐阜県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人 機能美 会田中矯正歯科お とな こども歯科	大垣市南高橋町三―三四―一 オ ソ大垣ビル二階、三階、四階	令和 五・一二・一九
旧 医療法人 機能美 会田中矯正歯科こ ども歯科		
新 ユニスマイル薬局 蘇原店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇〇 番二	令和 七・五・一
旧 エムハート薬局 蘇原店		
新 ユニスマイル薬局 多治見栄店	多治見市栄町一丁目三七番二号	同
旧 エムハート薬局 多治見栄店		
新 ユニスマイル薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三丁目五三番 一	同
旧 エムハート薬局 各務原店		
新 ユニスマイル薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻字西本町一―番七	同
旧 エムハート薬局 土岐西本町店		
新 ユニスマイル薬局 東神田店	不破郡垂井町東神田二―二三―二	同
旧 ファーコス薬局 東神田		
新 ユニスマイル薬局 垂井店	不破郡垂井町二二〇―四五	同
旧 ファーコス薬局 ひばり		
新 ユニスマイル薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二一〇 二―二	同
旧 エムハート薬局 関ヶ原店		
新 ユニスマイル薬局 下呂市萩原町萩原九〇五	同	
旧 萩原薬局		
岐阜県告示第三百二十号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。		
令和七年七月四日		
岐阜県知事 江 崎 禎 英		
訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地
合同会社 i L I F E	恵那市武並町竹折一六七番地一	新 瑞浪市薬師町四丁目三七二 旧 瑞浪市南小田町一丁目三一番地 瑞浪市南小田町一丁目三一番地 ユウカマツ二〇五
訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
株式会社 ニチイ学館	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地 旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	多治見市太平町一 七〇―一 令和 四・五・二六 四・六・二七

岐阜県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

同

株式会社グッドファルマ

可児市中恵土三三五九―六三七

居宅療養管理指導

クロ―バー薬局

可児市中恵土三三五九―六三七

令和七・六・六

同

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

同

株式会社ボンドワイエム

愛知県岡崎市洞町字東前田二四番地

訪問看護

訪問看護ステーションよいかん大垣

新 大垣市小泉町三四二―二一階
旧 大垣市木森町五丁目一五八クレールメゾン木森一〇六

令和七・五・一

同

同

同

介護予防
訪問看護

同

同

同

同

岐阜県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 指 定 年 月 日

相 崎 早 南 訪問鍼灸マッサー ジなごみや西区院 大垣市菅野二丁目二〇番地三 令和 七・五・二四

嵯峨崎夕輝 みらい鍼灸院 羽島市福寿町平方三丁目九番地三 令和 七・五・二六

岐阜県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道 三百六十一号	高山市朝日町黒川字沼ノ内一三五〇番三四地先地			
	後	前		
	一七・一 七〇・八	一七・一 四二・六	1100・0	

公 示

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 調達物品等の名称及び数量 職員用パーソナルコンピュータ及び附属機器 一式
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和七年三月十四日
- 落札者を決定した日 令和七年四月二十五日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜県名古屋市中西区名駅二丁目27番8号
KDDI株式会社
取締役丹羽友枝社長 田 中 徳 泰
- 落札金額 703,422,500円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部未来創成局情報システム課情報システム係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

。土地改良事業の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 慎 英

事 業 の 種 類	施行に係る地区名	工事完了年月日
た め 池 等 整 備 事 業	汝 沼 地 区	令和 五・一・二〇

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 慎 英

- 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎LED照明の買付け一式
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和7年4月1日
- 落札者を決定した日 令和7年5月16日
- 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区豊国通一丁目22番地の2

共友リーヌ株式会社

代表取締役 寛 雅樹

6 落札金額 157,964,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 慎 英

1 調達物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和7年4月11日

4 落札者を決定した日 令和7年5月30日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 今枝 哲郎

6 落札金額 384,384,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年七月四日

岐阜県知事 江 崎 慎 英

1 特定役務の名称及び数量 モバイル回線サービス提供業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和7年4月18日

4 落札者を決定した日 令和7年5月30日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

日本信号株式会社中部支店

支店長 松田 隆一

6 落札金額 41,184,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

。正 誤

(原稿誤り)

令和七年五月二十四日号外^(一) 道路の区域変更 (岐阜県告示第二百五十九号) 一頁下
段表中「四四四・一」は、「七四一・〇」の誤り。

令和七年七月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社